

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年3月1日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡駅前南部店舗 近江八幡市鷹飼町字一本木 223 番 3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役社長 岡内 欣也
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐車場の収容台数 832 台
 - (2) 変更後
駐車場の収容台数 600 台
- 4 変更年月日 平成22年10月16日
- 5 変更の理由
現状の利用状況に応じた店舗計画のため
- 6 届出年月日 平成22年2月15日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1 - 1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1 - 1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7 - 23
近江八幡市都市産業部商工観光労政課 近江八幡市桜宮町 236
 - (2) 縦覧期間 平成22年3月1日から平成22年7月1日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成22年7月1日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520 - 8577 大津市京町四丁目1 - 1